



2022年1月11日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイグループホールディングス
(コード番号 3063 : 東証マザーズ)
本店所在地 名古屋市中区栄三丁目4番28号
代 表 者 名 代表取締役 新田 二郎
問 合 せ 先 取締役副社長 林 芳郎
電 話 番 号 (052)243-0026 (代表)
(URL <https://www.jgroup.jp/>)

第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更並びに 資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、①DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合との間で株式投資契約書を締結し、DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合を引受先として第三者割当の方法により発行価額総額10億円の種類株式（以下、「本種類株式」といいます。）を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）、②本種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます。）を行うこと、並びに③資本金の額及び資本準備金の額を減少（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本種類株式発行につきましては、①2022年2月24日開催予定の臨時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において本第三者割当増資に係る議案（有利発行に係る特別決議を含みます。）の承認が得られること、及び、②本株主総会並びに普通株主様及びA種種類株主様による各種類株主総会（以下、本株主総会と併せて「本株主総会等」といいます。）において本定款変更に係る議案の承認が得られること等を条件としており、また、③本資本金等の額の減少は、本種類株式発行の効力が生じることを条件としております。

記

I. 第三者割当による本種類株式の発行

1. 本種類株式の概要

(1) 払込期日	2022年2月28日
(2) 発行新株式数	B種種類株式1,000株
(3) 発行価額	1株につき1,000,000円
(4) 調達資金の額	10億円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合へ全ての本種類株式を割り当てます。
(6) その他	詳細は別紙1「B種種類株式発行要項」をご覧ください。 ・本種類株式を保有する株主（以下、「本種類株主」といいます。）は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会にお

	<p>いて議決権を有しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本種類株式の優先配当率は年率 4.0%で設定されており、本種類株主は普通株式を有する株主（以下、「普通株主」といいます。）及びA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」といいます。）に優先して配当を受け取ることができます。 ・ある事業年度において優先配当金が不足する場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。 ・本種類株式は非参加型であり、本種類株主は当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることはできません。 ・本種類株式については、普通株式を対価とする取得請求権又は普通株式を対価とする取得条項は付されておりません。 ・本種類株式の発行要項においては、本種類株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価として本種類株式の全部又は一部の取得を請求することができることとされておりますが、割当予定先との間で締結する株式投資契約（以下、「本引受契約」といいます。）の規定により、後記「2. 募集の目的及び理由（3）本種類株式の概要 ②金銭を対価とする取得請求権」に記載する場合を除き、割当予定先は 2030 年 8 月 27 日までの間、金銭を対価とする取得請求権を行使できないものとされています。 ・当社は、いつでも、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、金銭を対価として本種類株式の全部又は一部を取得することができることとされております。 <p>なお、本種類株式 1 株当たりの償還価額は、以下の算式に定める基本償還価額から、控除価額を控除して計算される額とします。但し、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除します。</p> <p>（基本償還価額算式）</p> $\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$ <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m 年と n 日」とします。</p> <p>（控除価額算式）</p> $\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$ <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x 年と y 日」とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本種類株式は、普通株式への転換権を有しておりません。 <p>なお、本種類株式発行につきましては、本株主総会において本第三者割当増資に係る議案の承認が得られること、及び本株主総会等において本定款変更に係る議案の承認が得られること等を条件としております。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、居酒屋、カフェ、レストランなどの飲食事業を中心に、不動産の賃貸及び管理業務等を行う不動産事業、結婚式の企画運営を行うブライダル事業、卸売業及びサービスエリア事業その他の事業を行っております。

現在におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、国内における個人消費及び経済活動の停滞等により、景気の急速な悪化など極めて厳しい状況となっております。特に、外食業界におきましては、各自治体からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にむけた外出自粛要請や営業時間短縮要請、またテレワークの普及などを背景にさらに厳しい経営環境が続いております。

当社グループにおいても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為の外出自粛要請等による消費マインドの低下及び緊急事態宣言等による営業時間短縮及び臨時休業等の措置により、売上高が2021年2月期で前年対比47.2%の6,700百万円と減少しております。このような環境のもと、当社グループでは、従来より推進しておりました事業構造改革として人員配置の適正化や生産性の向上を図り本社費用の削減に取り組んでおります。このような中で、2021年5月に有限会社ニューフィールドに対して第三者割当によるA種種類株式の発行を行い、300百万円の資金調達を行いました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ予測困難であることから、業績を回復・改善させるには一定期間を要することが見込まれ、このような先行き不透明な状況においては、手元流動性の確保及び店舗設備資金の確保とともに、さらなる資本の増強と財務基盤の強化を図る必要があると判断し、本種類株式発行による資金調達の実施を決議いたしました。

(2) 本種類株式による資金調達を実施する理由

当社は、今回の資金調達を実施するにあたり、金融機関からの借入、社債発行、公募増資、第三者割当による新株予約権発行等の資金調達手段を比較検討した結果、第三者割当による種類株式の発行を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

金融機関からの借入につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の長期化に備え、今期中にも株式会社日本政策金融公庫から総額500百万円の資本金劣後ローンによる長期運転資金、株式会社商工組合中央金庫から総額300百万円の長期運転資金の資金調達を行って手元資金の流動性確保を図っており、現預金は2021年11月末で1,445百万円でした。しかしながら、運転資金と併せて新店出店、既存店舗のリニューアルなどに係る費用も今後必要となる中で、今回さらに金融機関からの借入や社債発行など負債性の資金調達を実施することは、負債をさらに増加させ、2021年2月期に純資産214百万円で1.3%となった自己資本比率のさらなる低下を招くことから今回の資金調達方法としては適切でなく、これ以上の純資産の減少に備えるためにも自己資本比率を増加させるような資本金のある資金調達が必要であると考えました。

また、資本金のある資金調達のうち、①普通株式発行による公募増資、第三者割当は、一度に資金を調達できる反面、一株当たりの利益の希薄化が一時に発生するため株価への影響が大きくなること、②第三者割当増資による新株予約権の発行は、当社を取り巻く経営環境や当社の財務状況等を勘案すると、調達予定額の確保に不確実性があること等から、適切ではないと判断いたしました。

一方で種類株式の発行は、普通株式の希薄化を抑制しつつ、当社が希望する時間軸で必要資金を迅速かつ確実に調達し、同時に財務体質の安定化も図ることができること等の理由から、本種類株式による増資が最適な資金調達方法であると判断いたしました。

なお、取得請求権行使及び配当に係る原資に関しましては、上記、新店の出店やリニューアルなどによって業績を回復させていく中で中長期的に積み増していく方針です。

(3) 本種類株式の概要

本種類株式については、以下の内容が定められております。

① 優先配当

本種類株式の優先配当率は、年 4.0%に設定されており、本種類株主は普通株主及びA種類株主に優先して配当を受けることができます。ある事業年度において、本種類株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。本種類株主は、当該優先配当に加え、当社普通配当を受けることができません。

② 金銭を対価とする取得請求権

本種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。

本種類株式の発行要項においては、本種類株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価として本種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、本引受契約の規定により、本割当予定先は、原則として、2030年8月27日までの間、金銭を対価とする取得請求権を行使しないものとされています。

但し、本引受契約上、2030年8月27日以前であっても、本割当予定先は、(a)当社の2029年2月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の当社単体の分配可能額及び当社の連結剰余金の金額が、当該事業年度末日を強制償還日として当該時点における本種類株式の全部について強制償還をしたと仮定した場合の強制償還価額の合計額以下になった場合、(b)2022年2月28日において、本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（但し、成就しない前提条件を本割当予定先が全て書面により放棄した場合は除く。）、又は(c)当社が、本引受契約の条項に違反（本引受契約上の表明及び保証違反を含む。）した場合であって、本割当予定先から契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日（同日を含む。）から起算して30日を経てもなお当該違反が治癒されない場合（但し、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとする。）には、本割当予定先が当該事由の発生について書面による承諾をした場合を除き、金銭を対価とする取得請求権を行使できるものとされています。

本種類株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、払込金額について本種類株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして調整した額）を控除した金額とし、当社の分配可能額を限度としております。

③ 金銭を対価とする取得条項（強制償還条項）

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（強制償還日）が到来することをもって、本種類株主に対して強制償還日の10営業日前までに書面による通知を行ったうえで、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、本種類株式の全部又は一部を取得することができます。

本種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、払込金額について本種類株式の発行日から強制償還日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から強制償還日まで

の期間の優先配当率を適用し、複利計算をして調整した額)を控除した金額とし、当社の分配可能額を限度としております。

④ 議決権

本種類株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権が付されておりません。

⑤ 譲渡制限

発行要項及び本引受契約上、本種類株式には譲渡制限は付されておりません。

その他、本種類株式の詳細につきましては、別紙1「B種種類株式発行要項」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,000,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	13,000,000 円
③ 差引手取概算額	987,000,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、登記関連費用、株式価値算定費用、弁護士費用等を予定しています。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
① 業態変更(新店、リニューアル、修繕)等のための店舗設備資金	887,000,000 円	2022年3月から2025年2月まで
② 運転資金	100,000,000 円	2022年3月から2023年2月まで

(注) 調達した資金につきましては支出するまでの期間は銀行口座において安定的な資金管理をいたします。

当社グループの設備投資計画は、2022年1月7日現在以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	事業の種類	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (席)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
新店(出店予定)	飲食事業	店舗設備	1,200,000	—	種類株式発行による調達資金・借入金・自己資金・リース	2022年 3月	2025年 2月	—
既存店(リニューアル予定)	飲食事業	店舗設備	240,000	—	種類株式発行による調達資金・借入金・自己資金・リース	2022年 3月	2025年 2月	—

既存店（修繕予定）	飲食事業	店舗設備	100,000	—	種類株式発行による調達資金・自己資金	2022年3月	2025年2月	—
-----------	------	------	---------	---	--------------------	---------	---------	---

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 投資予定額には、差入保証金を含んでおります。

3. 完成後の増加能力(席)は、現時点では具体的な店舗設備が決定していないことから、記載しておりません。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 業態変更（新店、リニューアル、修繕）等のための店舗設備資金

当社においては、大都市の駅前等のビジネス立地かつ法人・年配需要を狙った居酒屋事業を中心に店舗展開をしております。今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、駅前立地かつ法人・年配需要を中心とした偏りのある店舗ポートフォリオの転換をし、郊外への展開や若者需要への対応など顧客ニーズの変化に対応することは重要な経営課題であります。郊外への出店を優先させながら、既存店を顧客ニーズに合わせてリニューアル、修繕を進めます。

そこで、当社は、調達した資金のうち887,000千円については、「大阪王将」などの新規出店及び既存店舗の顧客ニーズに合わせた「サーモンパンチ」などへのリニューアル等の費用に充当する予定です。

② 運転資金

上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載のとおり、当社は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化した場合の財務体質の悪化を見据え、これまで金融機関からの借入等による資金調達によって手元流動性の確保に努めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期は予測困難であり、業績の回復・改善には一定期間を要するものと考えております。

このような先行き不透明な状況に鑑み、調達資金のうち100,000千円については、店舗ポートフォリオの転換を進めるに伴う、退店、人員配置の転換、販売促進及び店舗不動産の賃料、人件費等の運転資金に充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本種類株式発行により調達する資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な企業価値の向上、ひいては既存株主の皆様の利益に資するものであると考え、本資金調達の資金使途については合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに対して本種類株式の価値算定を依頼し、本種類株式の価値算定書（以下、「本算定書」といいます。）を取得して

おります。

第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングは、本種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法による評価手法を採用し、一定の前提（発行から8.5年後を目処に当社が取得条項を発動し、当社からの取得条項発動までの期間、割当予定先が優先配当を受け取ることを想定）の下、本種類株式の公正価値の算定をしております。本算定書において2022年1月7日を基準として算定された本種類株式の価値は、1株当たり960,000円から1,027,000円とされております。

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングによる本算定書における上記算定結果や本種類株式の発行条件は当社のおかれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、本種類株式の発行は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本種類株式を1,000株発行することにより、総額10億円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、本種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、本種類株式については、株主総会における議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておられません。したがって、本種類株式が発行されることにより、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはないため、本種類株式発行における株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	中堅・大企業の飲食・宿泊業等の発行する償還型無議決権優先株式の取得	
(5) 組成日	2021年3月31日	
(6) ファンド総額	総額 800億円	
(7) 出資者の概要	株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 渡辺 一 東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	DBJ 飲食・宿泊サポート株式会社
	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
	代表者	代表取締役社長 松木 大
	資本金	300万円

	事業の内容	投資事業有限責任組合への出資及び組成・運営に関する業務、株式、社債又は持分等に対する投資業務等
	主たる出資者	株式会社日本政策投資銀行 100%
(9) 当社と当該ファンドの関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術・取引関係	該当事項はありません。

(注) 本割当予定先の DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合は、株式会社日本政策投資銀行の連結子会社であり、株式会社日本政策投資銀行の直近の有価証券報告書より、同銀行が反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備していることを確認しております。また、当社は、同銀行の連結子会社である DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合が反社会的勢力でない旨を直接確認し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

本割当予定先を選定した理由については、上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

なお、当社は、本引受契約において、本割当予定先との間で、当社に対する出資のほか一定の事項について合意しているところ、その主要な事項の概要は以下のとおりです。

① 当社の遵守事項

- a. 当社は、2022年2月28日（以下「クロージング日」という。）までの日を開催日として、本定款変更及び本種類株式の発行を会議の目的事項に含む株主総会を招集する。当社は、クロージング日までに、本定款変更及び本第三者割当増資に必要な法令等及び定款等の内部規定上必要な手続を全て完了させる。
- b. 当社は、本種類株式の発行に伴い資本金の額 500,000,000 円、資本準備金の額 500,000,000 円をそれぞれ減少させるものとし、クロージング日を効力発生日として当該減少額をその他資本剰余金に繰り入れる。
- c. 当社の本割当予定先に対する剰余金の配当又は本割当予定先による本種類株式の全部又は一部の取得請求権の行使に際し、当社の資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を行わなければ、これらに応じることができない場合、当社は、速やかに、法令等の定めに従い、資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を会議の目的事項とする株主総会を招集し、本割当予定先に対する剰余金の配当又は本種類株式の金銭を対価とする取得を可能にするために、法令等に違反しない範囲で、必要な措置を講じる。
- d. 本割当予定先の事前の書面による承諾（但し、本割当予定先は当該承諾を不合理に拒否又は留保しない。）がある場合を除き、一定の重要な事項（事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、定款の重要な変更（但し、本定款変更を除く。）、組織再編等、解散、倒産手続開始の申出若しくは申立て、自己株式若しくは自己新株予約権の取得（A種類株式の取得条項又は取得請求権の行使として行われるものを含む。本種類株式に基づく権利の行使として行われるものを除く。）、普通株式及びA種類株式についての剰余金の配当（但し、当該剰余金の配当の効力発生後においてもなお許容役員報酬・配当基準を満たす範囲で行われる場合を除く。）、資本金若しくは資本準備金の増加、本割当予定先以外の第三者に対する募集株式（但し、普通株式を除く。）の発行又は当社の株式（但し、普通株式を除く。）を取得することができる権利の発行等、代表取締

役及び取締役社長の変更、債務保証若しくは債務引受による債務負担行為、新たなスワップ取引、オプション取引その他のデリバティブ取引、新たな出資若しくは貸付、又は第三者の負担する債務を被担保債務として行う担保提供、当社及びA種種類株主との間で締結されたA種種類株式に関する投資契約の変更等)を行わないこと。

② 金銭を対価とする取得請求権の行使制限

本割当予定先は、原則として、2030年8月27日(同日を含む。)までの間、本種類株式について金銭を対価とする取得請求権を行使することはできません。

③ 本種類株式第三者割当増資の払込みの主な前提条件

以下の事項等が、本割当予定先による本種類株式に係る払込義務履行条件となっております。

- a. 本割当予定先が、本種類株式の割当てのために必要な当社の株主総会決議及び取締役会決議に係る議事録の原本証明付写し等の各書類を受領し、その内容に満足していること。
- b. 本引受契約において当社によりなされた表明及び保証が、クロージング日現在において真実かつ正確であり、その真実性又は正確性を疑わせる事情が存在しないこと。
- c. 当社が本引受契約上負う義務又は遵守すべき事項に違反が存在しないこと。
- d. 本定款変更の効力が発生し、維持されていること。
- e. 当社による本定款変更、本種類株式の発行及び本割当予定先に対する本種類株式の割当てのために必要な当社の株主総会決議及び取締役会決議並びにその他必要な手続が完了しており、係る決議がいずれも取り消されていないこと。当該手続について、何らの訴え、申立てその他の法的手続(新株発行差止めの訴え、新株発行無効の訴え又は株主総会決議の取消し、無効確認若しくは不存在確認の訴えを含むが、これらに限られない。)が行われていないこと。
- f. 当社は、本種類株式の発行に伴いクロージング日を効力発生日として資本金の額500,000,000円、資本準備金の額500,000,000円をそれぞれ減少させ、その他資本剰余金とするために必要な手続(債権者異議に係る公告及び催告の期間の経過を含むが、これに限られない。)について全て完了しており、かかる手続がいずれも取り消されておらず、当該手続について、何らの異議申述、訴え、申立てその他の法的手続(但し、会社法第449条第1項に基づく債権者の異議がなされた場合であって、クロージング日までに同法同条第5項の手続きが終了している場合を除く。)が行われていないこと。本種類株式に係る払込みがなされた場合には、クロージング日においてかかる資本金の額の減少等の効力が発生することが確実と見込まれること。
- g. 当社、本割当予定先及びA種種類株主との間で締結される株主間契約(以下、「本株主間契約」という。)が本割当予定先の満足する内容で有効かつ適法に締結されており、その効力が維持されていること。
- h. 本割当予定先による本種類株式の取得に当たり、クロージング日までに当社が取得すべき許認可等(もしあれば)が全て適法かつ有効に取得され、維持されていること。
- i. 当社並びにその子会社及び関連会社の経営、財務状況、経営成績、信用状況等に重要な悪影響を及ぼす事態が発生していないこと。
- j. 本引受契約において企図する取引に重大な悪影響を与えると認められる国内外の金融、為替、政治又は経済上の変動が生じていないこと。

④ A種種類株主の遵守事項

本株主間契約において、A種種類株主は、以下の行為を行う場合には、B種種類株主の事前の書面による承諾を得なければならないものとされておりま

- a. A種種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権の行使
- b. A種種類株主及び当社との間で締結されたA種種類株式に係る投資契約書（以下、「A種投資契約」という。）に基づく当社に対する損害賠償請求その他の金銭支払請求権の行使
- c. A種投資契約の変更又はA種投資契約と実質的に同内容の事項について規定する当社との間の契約の締結
- d. A種投資契約に基づく権利義務又はA種投資契約上の地位の全部又は一部の譲渡、担保権の設定その他一切の処分
- e. A種種類株式の内容の変更
- f. A種種類株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分（A種投資契約に基づく場合を含むが、これに限られない。）
- g. 当社に対する倒産手続の申立て又は申出

(3) 割当予定先の保有方針

DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合から、原則として、中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合は、株式会社日本政策投資銀行が、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた飲食・宿泊等の企業の支援を目的として設立した総額800億円のファンドであることから、十分な資金を確保するものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本第三者割当増資前 (2021年8月31日現在)		本第三者割当増資後
株式会社ニューフィールド	20.41%	同左
サントリー酒類株式会社	3.09%	
松永 圭司	2.57%	
安田 博	2.12%	
新田 二郎	2.06%	
林 芳郎	1.98%	
林 裕二	1.49%	
二村 篤志	1.41%	
石川 智巳	1.05%	
生井 嘉幸	0.77%	

(注1) 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(注2) 本種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されておらず当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

(2) A種類株式

本第三者割当増資前 (2021年8月31日現在)		募集後
有限会社ニューフィールド	100.00%	同左

(3) B種類株式

本第三者割当増資前 (2021年8月31日現在)	募集後	
該当なし	DBJ 飲食・宿泊支援ファンド 投資事業有限責任組合	100.00%

8. 今後の見通し

本種類株式の発行により調達する資金を持続的成長のための事業資金として充当することにより、当社事業の成長及び普通株主に帰属する株主価値の向上を実現できるよう努めてまいります。なお、本種類株式発行による業績の影響については、現在、今期業績予想が未定のため、今後業績に重大な影響を与えると判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本種類株式の発行は、希薄化を伴わないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要しません。

なお、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないと考えられます。そこで、本種類株式の発行について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことを予定しております。

10. 直近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 直近3年間の業績（連結）

（単位：千円。特記しているものを除く。）

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
連結売上高	15,056,169	14,210,706	6,700,762
連結営業利益	△51,190	91,219	△1,543,155
連結経常利益	15,589	8,030	△1,465,283
親会社株主に帰属する当期純損益	61,277	△174,676	△2,352,399
1株当たり連結当期純利益（円）	7.21円	△19.17円	△249.33円
1株当たり配当金（円）	3.0円	3.0円	1.5円
1株当たり連結純資産（円）	250.11円	252.36円	14.27円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2021年8月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,897,400株	100.00%
現時点の転換価格（行使価額）における潜在株式数	—	—

下限値の転換価格（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価格（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
始値	870円	802円	546円
高値	977円	809円	624円
安値	707円	570円	356円
終値	805円	570円	497円

② 最近6ヶ月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始値	550円	523円	541円	543円	540円	552円
高値	558円	543円	549円	560円	559円	559円
安値	513円	519円	522円	540円	540円	546円
終値	528円	540円	540円	549円	552円	546円

(注) 1月の株価は2022年1月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年1月7日
始値	552円
高値	555円
安値	546円
終値	546円

(4) 直近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当によるA種種類株式

払込期日	2021年5月31日
資金調達の額	287,000,000円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき1,000,000円
募集時における発行済株式総数	0株
当該募集による発行株式数	300株
募集後における発行済株式数	300株
割当先	有限会社ニューフィールド
発行時における当初の資金用途	店舗設備資金および運転資金
発行時における支出予定時期	① 業態変更（新店、リニューアル、修繕）等のための店舗設備資金（2021年6月から2022年2月まで） ② 運転資金（2021年6月から2022年2月まで）

現時点における 充 当 状 況	業態変更（新店、リニューアル、修繕）等のための資金につきましては 全額充当済みであります。また、運転資金につきましても全額充当済み であります。
--------------------	--

1.1. 発行要項

別紙1「B種種類株式発行要項」に記載のとおりです。

II. 定款の一部変更について

1. 本定款変更の目的

上記「I. 第三者割当による本種類株式の発行」に記載した本種類株式の発行を可能とするために、本種類株式に関する定款規定の新設、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更等を行うものです。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は別紙2「定款変更案」のとおりです。

3. 本定款変更の日程

(1) 取締役会決議日	2022年1月11日(火)
(2) 本株主総会等開催予定日	2022年2月24日(木)
(3) 効力発生日	2022年2月24日(木)

III. 本株主総会等の招集について

1. 本株主総会等に係る基準日等について

当社は、2022年2月24日開催予定の本株主総会等において議決権を行使できる株主を確定させるため、2022年1月26日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本株主総会等において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 公告日	2022年1月11日(火)
(2) 基準日	2022年1月26日(水)
(3) 公告方法	電子公告(当社ウェブサイトに掲載いたします。) http://www.jgroup.jp/
(4) 本株主総会等開催予定日	2022年2月24日(木)

2. 本株主総会等の付議議案等について

本株主総会においては、上記「I. 第三者割当による本種類株式の発行」に記載の本第三者割当増資に係る議案、及び、本株主総会等においては、上記「II. 定款の一部変更について」に記載の本種類株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案を付議することを予定しております。

IV. 資本金の額及び資本準備金の額の減少について

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

今般の新型コロナウイルス感染症拡大は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼしており、収束時期についても未だ予測困難であることから、業績の回復・改善には一定期間を要することが見込まれます。このような先行き不透明な状況を踏まえ、今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるとともに、税負担の軽減及び配当原資の確保を目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、本資本金等の額の減少を行うことといたしました。

なお、本資本金等の額の減少については、本種類株式発行の効力が生じることを条件といたします。また本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響が生じるものではございません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

本種類株式発行後の資本金の額 550,000,000 円を 500,000,000 円減少して、50,000,000 円とする。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

本種類株式発行後の資本準備金の額 500,000,000 円を 500,000,000 円減少して、0 円とする。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

4. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2022 年 1 月 11 日 (火)
(2) 債権者異議申述催告公告日 (予定)	2022 年 1 月 21 日 (金)
(3) 債権者異議申述最終期日 (予定)	2022 年 2 月 21 日 (月)
(4) 株主総会決議日 (予定)	2022 年 2 月 24 日 (木)
(5) 効力発生日 (予定)	2022 年 2 月 28 日 (月)

5. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、今期の当社業績に与える影響は軽微であります。

なお、上記につきましては、2022 年 2 月 24 日開催予定の本株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上

株式会社ジェイグループホールディングス
B種種類株式 発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社ジェイグループホールディングス B種種類株式
2. 募集株式の数	1,000株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	1,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	500,000,000円 (1株につき500,000円)
6. 増加する資本準備金の額	500,000,000円 (1株につき500,000円)
7. 払込期日	2022年2月28日
8. 割当先/株式数	D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合に全株式を割り当てる。

B種種類株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）及びA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に先立ち、B種種類株式1株につき、下記9. (4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、優先配当金に、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、B種種類株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 B種種類株式1株当たりの優先配当金の額は、B種種類株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（下記9. (5)

	において定義される。) (もしあれば) の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日 (ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日) (同日を含む。) から当該剰余金の配当の基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額 (以下「未払B種優先配当金」という。) は翌事業年度以降に累積する。
(6) 非参加条項	当社は、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、上記9. (4) に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に先立って、B種種類株式1株当たり、下記10. (2) に定める金額を支払う。なお、10. (2) に定める金額に、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(2) 残余財産分配額	
①基本残余財産分配額	B種種類株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額算式 (ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」 (残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。) と読み替えて適用する。) によって計算される基本償還価額相当額 (以下「基本残余財産分配額」という。) とする。
②控除価額	上記10. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金 (残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。) が存する場合には、B種種類株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額算式 (ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。) に従って計算される控除価額相当額を、上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権)	
(1) 償還請求権の内容	B種種類株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてB種種類株式を取得することを請求 (以下「償還請求」という。) することができる。この場合、当社は、B種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日 (以下「償還請求日」という。) における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日

	に、当該B種種類株主に対して、下記12. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種種類株式は、抽選又は償還請求が行われたB種種類株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。また、償還価額に、B種種類株主が償還請求を行ったB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(2) 償還価額	
①基本償還価額	B 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。 (基本償還価額算式) 基本償還価額=1,000,000 円×(1+0.04) ^{m+n/365} 払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。
②控除価額	上記 12. (2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、B 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記 12. (2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記 12. (2)①に定める基本償還価額から控除する。 (控除価額算式) 控除価額=償還請求前支払済優先配当金×(1+0.04) ^{x+y/365} 償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。
(3) 償還請求受付場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目 4 番 28 号 株式会社ジェイグループホールディングス
(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）	
(1) 強制償還の内容	当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、B 種種類株主又は B 種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社が B 種種類株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B 種種類株主又は B 種種類登録株式質権者に対して、下記 13. (2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定による B 種種類株式の取得を「強制償還」という。）。なお、B 種種類株式の一部を取得するときは、取得する B 種種類株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。また、強制償還価額に、当会社が強制償還を行う B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(2) 強制償還価額	
①基本強制償還価額	B 種種類株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12. (2)①に定める基本償

		還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。
	②控除価額	上記 13. (2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、B 種種類株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。
14.	株式の併合又は分割等	法令に別段の定めがある場合を除き、B 種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。B 種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定款変更案
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。</p> <p>2 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 18,000,000株 A種種類株式 1,000株</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。</p> <p>2 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 18,000,000株 A種種類株式 1,000株 <u>B種種類株式 1,000株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は1株とし、B種種類株式の単元株式数は1株とする。</u></p> <p><u>第2章の3 B種種類株式</u> <u>(B種優先配当金)</u></p> <p><u>第11条の10</u> 当社は、第44条第1項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種優先配当金として、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日がB種種類株式に係る払込期日（以下「B種払込期日」という。）と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年</p>

<p>(新設)</p>	<p>を 365 日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の11に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 ある事業年度において、B種種類株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、B種種類株主等に対して、B種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>（B種期中優先配当金）</p> <p>第11条の11 当社は、第44条第2項及び第45条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日がB種払込期日と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本</p>
-------------	--

	<p>条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。<u>また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B種期中優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u> <u>第11条の12 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、普通株主等及びA種種類株主等に先立って、B種種類株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「解散前支払済B種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。また、基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した金額に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>2 B種種類株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする償還請求権)</u> <u>第11条の13 B種種類株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求（以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求</u></p>

(新設)	<p>のあったB種種類株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p>2 B種種類株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。また、B種種類株式1株当たりの取得価額に、B種種類株主がB種償還請求を行ったB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">(基本償還価額算式)</p> <p>基本償還価額 $=1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$ B種払込期日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「$m+n/365$」は「$(1 + 0.04)$」の指数を表す。</p> <p style="text-align: center;">(控除価額算式)</p> <p>控除価額 = 償還請求前支払済B種優先配当金 $\times (1 + 0.04)^{x+y/365}$</p> <p>「償還請求前支払済B種優先配当金」とは、B種払込期日以降に支払われたB種優先配当金（B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。</p> <p>償還請求前支払済B種優先配当金の支払日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「$x+y/365$」は「$(1 + 0.04)$」の指数を表す。</p> <p>3 本条第1項に基づくB種償還請求の効力は、B種種類株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p> <p style="text-align: center;">(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の14 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以</p>
------	--

	<p>下、本条において「B種強制償還日」という。)の到来をもって、B種種類株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる(以下「B種強制償還」という。)。B種種類株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種種類株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種強制償還日」と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「強制償還前支払済B種優先配当金」(B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金(B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。</p> <p>なお、強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。また、B種種類株式1株当たりの取得価額に、当会社がB種強制償還を行うB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>
(新設)	<p>(議決権)</p> <p>第11条の15 B種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>(株式の併合または分割等)</p> <p>第11条の16 法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。B種種類株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p>
(期末配当金)	<p>(期末配当金等)</p> <p>第44条 当会社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>2 前項の規定のほか、当会社は、株主総</p>

<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 46 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p><u>会の決議によって、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期中配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 46 条 期末配当金、期中配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>
---	---